

(2)本項(1)にかかるわざ、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料によります。

(3)お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

①第14項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるものの、その他の重要なものであるときに限ります。

②第15項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

④当社からお客様に対し、第7項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(4)当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払戻します(取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます)。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。

(5)開始後において、お客様のご都合による途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(6)お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)、(2)の取消料を支払うことが当該不可能となるたび旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、運約料等を差引いた金額を払戻します。

17. 当社の解除権 旅行開始前の解説

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

①お客様が、当社からあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

②お客様が病、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないものと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるものがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に理解し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の人数が各々に記載した最小催行人員に達しないとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してのうちまで31日(第16項(1)の*注1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑥スキーや目的とする旅行における重量量の不足により当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開示し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められるとき。

⑧上記(1)の例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の連絡は止めてください」と以上の危険情報が示されたとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しならざるときは、第18項(1)に定める取消料が必要となります。

⑨お客様が第4項(7)から(8)に該当することが判明したとき。

(2)お客様が第8項(1)に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したのとします。この場合において、お客様は当社に対し、第16項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収取している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しました。

18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

①お客様が病、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員その他の者による当社の指揮への背離、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開示し得ない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。

④上記(3)の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の連絡は止めてください」と以上の危険情報が示されたとき。

⑤お客様が第4項(7)から(8)に該当することが判明したとき。

(2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられたながら旅行サービスの提供者に対して、取消料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が既にその提供を受けたながら旅行サービスに係る費用の半額から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

19. 旅行代金の払戻し

当社は、第15項の規定により旅行代金が減額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の前日による払戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第18項(1)において旅行契約が解除されたときに、旅行を中止したためにその提供を受けたながら旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用はお客様の負担とします。

20. 説明解約後の復路手配

当社は、第18項の(1)又は(3)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

21. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していただきたいときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. 添乗員

(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

(3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

23. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項

(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④日本又は外国の官署の命令、外國の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれによつて生ずる旅行日程の変更もしくは目的地地在時間の短縮

⑨その他、当社または手配代行者の開示し得ない事由

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害について、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く)として賠償します。

24. 特別補償

(1)当社は、第23項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様の事業型企画旅行参加中に発生かつ個々外れた事由により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特例別種補償種類により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害賠償金(15万円)を限度。ただし、一回又は一対にしての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については(被損金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中にはございません」)。

(2)当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の事業型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收取して運送する小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる事業型企画旅行契約の一部として取り扱います。

(4)お客様が事業型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、灾害等のほか、事業型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のハイダイビング、山岳登攀、ボブレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事由によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該活動が事業型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅館保険

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生するこれが明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②(1)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

③(2)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

④(3)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑤(4)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑥(5)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑦(6)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑧(7)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑨(8)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑩(9)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑪(10)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑫(11)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑬(12)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑭(13)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑮(14)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑯(15)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑰(16)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の命令 キ. 欠航、直航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止 ソ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 シ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

⑱(17)に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ. 戰乱、ウ. 暴動

工. 官公署の